



役場だより

発行：商工観光係

TEL：48-2005

FAX：48-2172

Mail：kanko@vill.nagano-otaki.lg.jp

HP：http://www.vill.otaki.nagano.jp

「指定管理者」を募集します

王滝村では、下記施設の指定管理者を募集します。

指定管理者制度は、従来公共的団体などに限られていた公の施設の管理を、民間事業者、法人等の団体の中から村が指定する「指定管理者」が行うものです。この制度の導入により施設の管理運営に民間事業者のノウハウや活力を導入し、お客様へのサービスの向上と経費の削減を図り、効率的、効果的な施設管理を目指します。詳細については、王滝村役場 経済産業課 商工観光係までお問い合わせ下さい。

＜応募の資格等：各施設共通＞

○応募にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

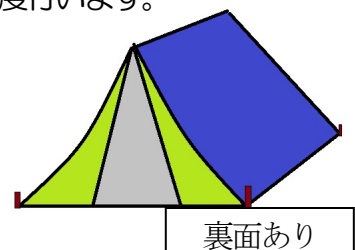
- (1) 王滝村内に主たる事務所を有する法人・その他の団体（個人での応募は不可）又は事務所を置こうとする法人・指定期間中、施設の管理運営を行うことができる団体。
- (2) 施設の運営に必要な資格のある職員を有すること。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税及び村県民税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (7) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できる者であること。
- (8) 暴力団対策法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）において指定を受けている暴力団及び関連団体に属している者がいない団体であること。

施設名	おんたけ銀河村キャンプ場 及び 森林学習体験館
業務	(1) 施設の維持及び管理運営に関する業務 (2) 使用許可等に関する業務 (3) アウトドア体験プログラムの開発・運営業務 (4) その他維持及び管理運営に必要な業務
公募期間	令和8年7月21日（火）から 令和8年8月5日（水）まで
指定期間	令和8年12月1日（火）から令和14年3月31日（水）

○問い合わせ先：王滝村役場 経済産業課 商工観光係

王滝村役場 電話：0264-48-2005 までお願いします。

○施設の募集要項・仕様書等は担当より配付し、施設の現状説明もその都度行います。



裏面あり



おんたけ銀河村キャンプ場



王滝村物産販売所にて飲食と物販を提供する 店舗運営者を募集します！



応募期間：令和8年7月21日（火）～8月5日（水）

長野県王滝村には、豊かな自然環境や歴史・文化を背景とした物産品等を発信する観光・交流地点として「王滝村物産販売所」があります。来訪者に対して居心地のよいサービスの提供、そして地域に貢献できる施設となるよう、村有施設の貸付（賃貸）を行います。店舗運営者を企画提案による総合評価方式（公募型プロポーザル）により募集しますので応募ください。

主な募集要項

1. 募集対象施設

項 目	内 容
施 設 名 称	王滝村物産販売所
所 在 地	木曽郡王滝村3190番地3
構 造 ・ 面 積	敷地面積 1992.55㎡
営 業 可 能 期 間	通年
席 数	36席（テーブル14席、椅子24個、ソファ6人掛け（テーブルセット）2組）
設 備	厨房及び食堂施設、水洗トイレ、駐車場、その他ロビー便益施設
厨 房 設 備	瞬間湯沸器2台、シンク4台
備 品	テーブル、椅子、お土産品販売棚 炊飯器、電子レンジ、食器類、調理器具などはありません。
調 理 可 能 範 囲	厨房の設備上、脂分が多い中華やラーメンは不可。

2. 貸付期間 令和8年12月1日～令和14年3月31日(5年4ヵ月間)
3. 貸付料 営業期間中の損益に関わらず、売上高(仕入れ控除後)に40/100を乗じて得た金額の範囲内とします。その乗じる割合(%値)をご提案下さい。
4. 基本条件
 - (1) 利用者が使用するトイレについては、賃借人にて良好な状態で機能を提供してください。
 - (2) 建物等および施設の備品は、貸付時点における現状有姿で貸し付けるものとし、いかなる瑕疵についても村は一切の責任を負いません。
 - (3) 営業に必要となる設備等の搬入・搬出、または営業等に必要となる法的な手続き等は、賃借人の費用負担及び責任で行ってください。
 - (4) 現状の建物等を活用することとし、後利用を目的として工事等は賃借人が行うものとします。
 - (5) 賃借人が改修工事を実施する場合は、事前に村と改修工事に関する協議してください。なお、建物の構造及び躯体に重大な影響を与えるような工事は認めません。
 - (6) 賃借人により建物等の改修及び新たに設備を設置した場合は、賃借人の負担において貸付施設を原状(貸付時点の状態)に回復し返還してください。ただし、村が認めた場合は、現状のまま返還できるものとします。
 - (7) 賃借人は、造作の買取り並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。
 - (8) 維持管理経費及び修繕・改修工事の負担区分
村が負担: 消防・浄化槽設備保守点検、建物保険料、修繕費(経年劣化、基幹部分)
賃借人が負担: 浄化槽清掃費、水道光熱費、通信料、賃借人の原因による修繕・改修費
5. その他の条件
 - (1) 運営時における衛生管理
関係法令及び国・県・村の定める基準等を遵守し、適正な衛生管理を行ってください。
 - (2) 公序良俗に反する使用の禁止
賃借人は、建物等を公序良俗に反する行為に使用することはできません。
 - (3) 騒音や振動が発生する使用の禁止
賃借人は、建物等において騒音又は大きな振動を発生させる恐れがある用途や行為はできません。
 - (4) 風俗営業等の禁止
賃借人は、建物等を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供することはできません。
 - (5) 用途の制限
賃借人は、建物等を事業開始後は飲食の提供・売店としての用途および公募型プロポーザルで村に提出した事業企画提案書の内容に基づく用途に供しなければならないものとします。ただし、合理的な理由により当該用途を変更する必要が生じ、村の承認を得たときはこの限りではありません。
 - (6) その他
建物等の利用等にあって必要な契約や法令等で定める必要な手続きがあれば賃借人の責任において手続きを行ってください。
6. 応募資格
本プロポーザルに応募する資格を有する者は、自ら事業経営を行い、かつ、本事業を推進し、実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有し、「王滝村物産販売所施設貸付事業公募型プロポーザル募集要項」10-(1)の要件を満たす個人事業主、団体及び法人とします。
7. 応募・審査方法
 - (1) 募集期間 令和8年7月21日(火)～令和8年8月5日(木)
 - (2) 現地見学 王滝村役場経済産業課商工観光係までお問い合わせください。
 - (3) 提出書類 令和8年8月5日(木)までに次の書類を提出して下さい。参加意思確認書、誓約兼照会承諾書、企画提案書、【個人】住民票、確定申告の写し、身分証明書、納税証明書、営業に関する資格等の写し【法人】登記簿謄本、納税証明書、決算書、定款、営業に関する資格等の写し
 - (4) 審査方法 1次審査(書類審査)により得点上位5者程度を選定。2次審査(プレゼン)により最優秀提案者(優先交渉権者)と優秀提案者(次点交渉権者)を決定します。

詳細は、村HPから「王滝村物産販売所施設貸付事業公募型プロポーザル募集要項」をご覧ください。